

大分県庁子育てパパサポートプラン
～大分県庁における男性の子育て参画の推進について～

資料 4

1. 趣旨

男性の子育て参画の促進は、母親の育児負担の軽減、子どもの健全な育ちはもとより、女性の有業率向上、従業員の意欲向上、職場の業務効率化にも資すると言われており、中期行財政運営ビジョンにも喫緊に取り組むべき政策目標に掲げ、県として取組を推進することとしている。

男性の子育て参画を進めるに当たっては、企業、行政が一体となって、職場風土の改革に取り組むことが必要であり、企業等の上層部及び働く者自身の意識啓発が重要である。

このため、大分県庁自らが取組に一步踏み出すことにより、県民へ取組を広報・普及啓発し、県全体の取組を推進することが不可欠である。

2. 大分県庁の取組

下記の取組について、各部局等の実情に応じて「〇〇部子育て参画推進要領(仮称)」を策定し、実施する。

なお、**標準**については、各部局等とも取り組むものとし、**選択**については、各部局等の実情に応じて取組を決定するものとする。また、各部局等が、下記の取組の他、独自に新たな取組を進めることを妨げるものではない。

(1)職場の環境整備 **標準**

- ①所属長を父親の子育て参画推進員とする。
- ②所属長及び班総括は、16歳未満の児童を養育中又は配偶者が出産予定の男性職員(以下、「子育て中の男性職員」という。)の子育てにかかる休暇取得予定等の状況を把握する。
- ③所属長及び班総括は、子育て中の男性職員が各種休暇等を取得する場合の対応策を講じる。また、所属長は、子育て中の男性職員が、長期的な育児休業等を取得するに当たっては、人員配置、代替職員等について予め主管課と連携して準備を進める。
- ④所属長及び班総括は、大分県特定事業主行動計画に掲げる休暇制度や超勤縮減に向けた取り組み等について、所属職員に周知する。周知に当たっては、職員が子育て支援制度等の情報をいつでも入手できるよう、総務部人事課が開設・運営する「大分県職員子育て支援のページ」を活用することとする。
- ⑤幹部職員等を対象とした研修内容に、男性の子育て参画に関する事項を組み入れる。

(例) パパの子育て後押しキャンペーンにおける男性の子育てセミナーへの参加

(2)「イクメンバッジ(仮称)」の着用 **選択**

子育てに積極的に参画することを表明するバッジを、着用を希望する子育て中の男性職員に配付する。なお、男性の子育てを積極的に支持する職員(男女問わない。)も着用可能とする。

(3)男性の子育てにかかる休暇の取得促進 **標準**

下記休暇の取得を常態化する。

- ①配偶者の出産補助休暇の完全取得(出産予定前14日から出産日以後14日の間において3日)
- ②育児参加休暇の完全取得(出産予定日の8週間前の日から出産日以後8週間を経過する日までの間において5日)
- ③こどもの看護休暇
- ④子どもの予防接種、乳幼児健康診査(1歳6ヶ月、3歳)時の年次有給休暇
- ⑤入学(園)式、卒業(園)式、授業参観、学芸会、運動会などの行事やPTA活動にかかる年次有給休暇

(4)育児休業等の取得促進 **標準**

育児休業、部分休業、育児時間の取得の促進及び育児短時間勤務制度の活用を促進する。特に

- ①出産日以後8週間については、家庭の状況や母子の健康状態等を踏まえて、積極的に取得することとする。
- ②配偶者が育児休業を取得する場合でも、配偶者の産後休暇中の取得や、配偶者の育児休業取得期間終了後の取得等、双方の育児休業取得を促進するものとする。

(5)職員の意識啓発

①情報交換等を行う場(イクメンパパの集い)の設定 **選択**

男性職員自身の子育てに対する意識啓発とネットワークづくりのため、各部局等において、男性職員が主体となって休憩時間に定期的に集い、育児について情報交換等を行う場(イクメンパパの集い)を設ける。開催された情報交換等の内容については、部局内で共有する。

②ちえのわブログを活用した意見交換の場の設定 **標準**

企画振興部政策企画課が運営するちえのわブログにおいて、「男性の子育て参画」にかかる意見交換を促進する。

③パパの子育て後押しキャンペーンへの参加 **選択**

福祉保健部少子化対策課が実施するキャンペーンにおいて県内6箇所で開催される「パパも一緒に子育てセミナー」に参加する。

(6)子育てパパ退庁日の設定(超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進) **標準**

毎月第3水曜日に職員が自宅で育児に親しむよう呼びかける「育児(19時)に帰ろうマイホーム」の取組の徹底に加え、子育て中の男性職員のうち、3歳未満の児童を養育する男性職員については、同日を「子育てパパ退庁日」として、年次有給休暇を取得し15時を目途に退庁する。なお、当該日時には、会議等の開催をしない等の配慮を行うこととする。

(7)子育て参画の行動を促進する取組 **選択**

男性職員の子育て参画の行動を促進するため、家事や子どもとの体験活動、子どもに関わる地域貢献活動等、具体的な行動内容を定める。

3. 公表等

(1)本取組内容については、福祉保健部少子化対策課は、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において公表する。

(2)本取組については、大分県特定事業主後期行動計画に反映することとする。

(3)総務部人事課は、各部局の父親の子育て参画の取組について、定期的に把握・集計し、部局の勤務形態等を踏まえて、県庁の取組状況として公表することとする。

なお、平成21年度は、11月目処(家族の週間)に本庁におけるそれまでの実施状況を公表することとする。

(4)本取組については、平成21年9月1日から開始することし、地方機関等周知に時間を要する所属を有する部局等においては、各部局等において、その開始時期(遅くとも21年度内)を定めるものとする。

(5)当規定は、子育て中の男性職員等の意見をもとに、随時見直しを行うものとする。

◎大分県庁子育てサポートプラン対象者及び「子育てパパ退庁日」における取組実績

(平成21年9月～10月)

	16歳未満の子を養育する男性職員(A)※1	左記のうち、3歳未満の子を養育する男性職員(B)	「子育てパパ退庁日」に年休を取得した職員の延人数(C)
本 庁	1,004人	244人	25人
地方機関	2,476人	693人	-(※2)
合計	3,480人	937人	25人

※1 職員数… 10,162人 ①

「16歳未満の子を養育する男性職員(A)」… 3,480人 ② ②/①=34.2%

※2 地方機関等については周知に時間を要するため、9月～10月においては未実施。